

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答	
2 柏崎刈羽原子力発電所に関する原子力規制の現状について	原子力規制庁	1	原子力発電所の安全性	令和6年3月11日、原子力規制委員会の山中委員長は原子力規制庁の職員に対し「原子力に100%の安全はないことを肝に銘じて科学に基づいた判断をしてほしい」と訓示したが、「原子力に100%の安全はない」という原子力規制庁の認識を、あらゆるメディアを使って県民に周知し、再稼働の可否を判断してもらう必要があるのではないのか。	福島事故の反省から、例えその審査によって、規制基準の適合性が確認されたとしても「原子力に100%の安全はない」と考えている。また、審査の内容等についてはYouTubeで公開している。自治体の要請に基づいて、住民説明会等の場で審査結果を説明する取り組みも行っている。引き続き「原子力に100%の安全はない」という認識のもと、審査の実施や結果の説明を行っていく。
		2		核燃料が原子炉に装荷された場合、燃料プールに保管された場合に比べて、何らかの不具合や事故が発生した場合、安全性に違いはあるのか。	燃料装荷した状態であっても、停止状態を維持し、冷却機能を維持できるよう対策が取られていることから、事故リスクに大きな違いはないと考えている。
		3		住民は福島事故や能登半島地震のように大規模災害が起こった時の対応に不安を感じている。ワーキングチームの検討状況や屋内退避の運用が変わった際には、住民の不安解消に向け、ワーキングチームがどのようにシミュレーションしたのか、なぜその想定をしたのかもあわせて丁寧な説明を広く行っていただきたい。	検討チームの会合はYouTubeで公開している。検討チームでの議論の状況やシミュレーション内容等については、自治体の関心も高いと思うことから適切に説明に努めていきたい。
		4		屋内退避の運用に関するワーキングチームでの検討状況については、適宜市町村にも情報共有をお願いしたい。また、対面形式で情報を補充し、質疑応答できる場を設けていただきたい。その中で、様々な質問や意見が出るかと思うが、ワーキングチームに反映していただきたい。	検討チームの会合はYouTubeで公開している。自治体からの要請があれば、説明する場を設けることができると考える。
		5		OSCAARによるシミュレーションは柏崎刈羽原発の固有条件とリンクさせることも想定しているのか。  (回答を受け、要望→) 住民からは「柏崎刈羽原発で事故が起きた場合どうなるのか」という不安の声があるため、柏崎刈羽原発のシミュレーションをしていただきたい。	OSCAARによるシミュレーションは、仮想のモデルプラントにおいて、重大事故対策が奏功した場合に放出される放射性物質の種類、量等を設定する。それと諸条件を設定、拡散状態を計算し、距離ごとの被ばく線量を合理的に算出するもの。よって、各地域の原発の固有条件にリンクするものではない。  (要望を受け、回答→) 要望を確かに承り、原子力規制庁にしっかりと伝える。
		6	ワーキングチーム	OSCAARについて、自然災害との複合災害を考慮した検討は行うのか。そして、自然災害(特に地震)の被害想定シミュレーションも組み合わせる必要があると思うが、組み合わせる予定はあるのか。また、システム関係にコンピューターウイルス等の入った際の検査が、どのような体制になっているか教えていただきたい。	震災等の複合災害は、検討を行う上での前提条件にしていない。一番最初の原子力規制委員会での論点整理の中で、自然災害と原子力災害を切り分けて整理することになった。屋内退避の解除や避難への切り換えを検討する際、考慮すべき事項の一つとして、自然災害による被災状況が検討材料に含まれることは想定される。また、サイバーセキュリティについて、本庁にセクションがあり、検査することになっている。
		7		全面緊急事態における屋外での活動について、どのような行動がいつまで可能なか、住民、防災業務関係者(道路啓開を担う道路管理者を含む)の活動タイムラインを具体的な事例を用いて明確にしていきたい。  (回答を受け、要望→) 原子力規制庁の判断を頼りにしているため、タイムラインを明確にしていきたい。	全面緊急事態になった時点で、PAZ内の住民は即時に避難を実施することとし、UPZ内の住民は0ILのレベルに基づく防護措置を実施するまで、屋内退避を実施することとしている。現状、事故進展に応じて、原子力規制委員会が防護措置を判断していくことになる。被ばくの可能性がある環境下で、緊急時の対応にあたる従事者がいるが、法令で定められた線量の値、もしくは当該者が属する自治体の指標を超えないように、活動させる必要がある。事故の進展に応じて、原子力災害対策本部から出される指示に従い、当該者が属する組織の判断に従って行動することを基本としている。よって、あらかじめ具体的な行動を示すことは難しい。
		8		先日の検討チームの議論において、「避難したことでも多くの人命が失われたという論調は、単純にくくり過ぎである」「何の準備もないままに避難をさせられた。また、逆に屋内退避で人命が失われた。障害が生じたケースがあった」「避難や屋内退避そのものはいけないということではない」という話があったが、屋内退避や避難を行う上での留意点について、より具体的に示していただきたい。	福島事故の教訓を踏まえ、避難行動等のその防護措置により、被ばく線量が低減するが、一方で住民への健康リスクが増大するという側面があることを認識し、対応しなければならない。例えば、すぐにUPZ外に避難を実施することにより、健康リスクが高まると判断されたものについては、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の放射線防護の対策がされている屋内に退避する等、避難と屋内退避を適切に組み合わせることが重要。今回の検討チームでは、屋内退避が長期間継続することを判断する際、住民の健康、安全や放射線防護等を考慮すべき事項についても検討する予定としている。
		9	原子力災害時の避難行動	UPZは原子力災害時の対応として、まず屋内退避を実施しなくてはならない制約があるが、大規模な地震が発生した際、屋内退避を実施する場所の確保が課題となる。そのため、原子力災害の対応は自然災害と複合的に起こることを前提に、指針や計画を見直す必要があると考える。自治体に計画更新等を任せることなく、一緒に取り組んでいただきたい。	原子力災害対策指針は、自治体が防災計画を策定して実施する際、必要となる放射線防護に関する科学的、客観的な判断を支援するため、原子力規制委員会で定めたもの。防護措置の基本的な考え方として、住民の被ばく線量を合理的にできる限り低くするというものと同時に、被ばくを直接の要因としない健康等の影響を抑えるというのが必要であるとしている。これは自然災害によって、その家屋の倒壊や道路寸断が発生した場合に防護措置を考える際には、様々な視点、観点から健康等への影響を勘案すべきという趣旨で書かれている。各地域の避難計画の緊急時対応については、この原子力災害対策指針の考え方に沿って作られている。家屋倒壊が多数発生する、道路が寸断する場合の対応が示されると原子力規制庁も認識しており、その策定に際しては地域原子力防災協議会作業部会の場合を通じて、ミッションとして与えられた役割を果たしていきたい。

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
3 柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認について	新潟県	1 技術委員会	技術委員会から質問事項を国に照会している中で、今後市町村に対して、意向、疑問や懸案事項を取りまとめる予定があるか教えていただきたい。	技術委員会は、各分野の専門家で構成し、専門的に確認しているものであり、予定はない。
		2	知事による立地自治体以外の自治体の意向取りまとめ手法や時期について、現時点の考えを教えてください。	知事は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する立地自治体以外の自治体の意向の取りまとめについて、貴研究会からの意見を踏まえ、今後も市町村と協力して参りたいと、議会で答弁している。また、定例記者会見においても、議論が進んでいく中で、首長ともコミュニケーションを図っていききたいと発言している。再稼働に関する今後の議論の具体的な進め方について、現時点でスケジュール等の見通しはないが、事務方としては皆さんのご意見を上司に伝えながら、取りまとめの方法やスケジュールを適切な時期に示すことができるように対応していきたい。
		3 意向のとりまとめ	知事の定例記者会見で、能登半島地震についての検証を行うにあたり、新たな有識者会議を設置し、地震全体のことを議論するのに加え、その中で原発に関することについても検討していくと聞いているが、その会議の場で、十分に検討していただき、広域避難計画に反映していただきたい。また、今後の見通しを教えてください。	これまで大規模な災害が起きた際、その振り返りを行ったうえで、地域防災計画に反映していた経緯があり、今回も能登半島地震における、知見や教訓を踏まえ、適切に振り返りをし、有識者からの意見をいただきながら検討していく。中身については、能登半島地震を踏まえたものになるため、地震や津波被害が大きな要素になるが、原子力災害に関する部分で、新しい知見を得られるものがあれば、必要に応じて地域防災計画にも反映していく。また、現在会議の設置に関する調整を始めており、今後のスケジュールについては決まり次第、別途お知らせする。
		4 再稼働	知事は4月3日の記者会見において「県はもともと3つの検証が終わるまでは議論をしないとやってきたわけですが、検証が取りまとめられたので、議論が始まったと私は思っていますし、検証している間も、いろいろな人がいろいろなことを言っていたので、議論があったと言えばあったとも言えるのです。」と答えている。そこで、再稼働の「是非」に関する議論は既に始まっているという認識でよいか。	知事は3つの検証が終わったら、再稼働の議論を始めると議会等でも答弁していた。また、検証が取りまとめられたので再稼働の議論が始まったと申しており、事務方としても再稼働の議論が始まっていると考えている。
		5 技術委員会	3つの検証を行っている頃、知事は「期限を区切ることなく、議論を尽くしてほしい」と言っていたが、今の技術委員会についても同じ考えなのか。また、座長はどのようにまとめていくのか。	知事は原子力規制委員会の審査内容等に疑問が残る点の確認について、技術委員会にしっかり行っていただくよう座長に伝えており、特に期限は区切っていない。取りまとめについて、原子力の安全規制については、法に基づき原子力規制委員会が、一義的に権限と責任を有しており、県としては、その原子力規制委員会における審査内容等に疑問が残る点について、現在確認いただいております。一つ一つ丁寧に確認していきたい。国への確認が終われば、これまでの確認結果を取りまとめていただくことになると考えている。
		6	技術委員会による柏崎刈羽原発の安全対策の確認について、今後の議論や報告書のとりまとめなどの見通しを教えてください。	座長は「これまでの確認結果を、何らかの形で取りまとめていく」と述べている。とりまとめの見通しも立っていないが、わかりやすくまとめられるよう事務局としては進めていきたい。
		7 新しい有識者会議	県の有識者会議と内閣府の緊急時対応はリンクするのか。	内閣府の緊急時対応は、県や市町村の地域防災計画や広域避難計画、国による緊急時の対応を取りまとめたものである。このため、県の有識者会議における検討を踏まえ、地域防災計画や広域避難計画の修正等があれば、その内容を地域原子力防災協議会作業部会で県から話を出していくと考えている。
		8	県が作成する防災計画等への反映や改定について、現時点の予定を教えてください。	現時点で見通しは立っていない。
		9 県民への説明	県技術委員会での報告書、県有識者会議の取りまとめ、知事の定例記者会見で発表があった「柏崎刈羽原子力発電所の地域経済等への効果に係る調査」について、県民・市民にしっかりと説明してほしい。	技術委員会については、原則公開で行っており、資料や議事録はHPで公表し、新聞広告や広報誌等で広く県民に周知しているため、この取り組みは引き続き継続していきたい。有識者会議については、県民の防災上の安全安心に直結する重要なものであるため、しっかりと説明していきたい。経済効果の調査結果については、要望があったことを担当部局に伝える。
		10	住民が避難先をイメージできるように、避難経路のように実際の避難場所についても候補地を明示すべきとの意見があるが、候補地を提示する考えがあるか伺いたい。	広域避難では、慣れない避難先に行く場合もあれば、避難先の避難所が被害を受けていたり、開設準備が整ってない場合もあるかと思う。そうした中で、なるべく混乱を避けるために、まずよりわかりやすい避難経路に行き、そこで準備の整った避難所に行くよう段階を踏む形が、より混乱が少ない形だと考えている。このため、現時点でこの考え方を改正する予定はないが、住民が不安に思う点については理解しているので、県の考え方や対策が信頼されるよう、防災対策を引き続きしっかり行うことで信頼を得ていきたい。
		11	豪雪時において、除雪が間に合わず避難経路が確保できないのではないかといった心配や、能登半島地震をふまえて、避難対象地域の周辺道路が全て寸断したらどうするのかなど、原子力災害との複合災害時の避難について住民は非常に不安を感じている。今後、内閣府においては緊急時対応の議論、原子力規制庁では屋内退避の運用に関する議論が進められていくことになるが、議論の経過や内容は市町村に適宜説明すること。また、住民に対しても、内閣府や原子力規制庁が主体となって柏崎刈羽原発に関する安全対策も含め説明することを県から働きかけてもらいたい。	緊急時対応の策定や屋内退避の運用に関する検討の結果について、国から然るべきタイミングで、しっかりと住民の理解を図っていくためにも、説明いただく必要があると考えている。国からしっかり対応いただくよう、内閣府に意見を伝えたい。
		12	①スクリーニングポイントの交通渋滞対策について、説明していただきたい。 ②積雪期の除雪体制について、新潟県建設業協会と協議を進めていると伺っているが、現在の状況と今後の見通しについて教えてください。 ③県の広域避難計画では「より多くの避難先を確保する必要がある場合に備え、近隣県との調整を進める」と謳っているが、現在の調整状況を教えてください。	①スクリーニングの検査方式について、4月に県方式から国方式へ変更し、検査に要する時間の短縮を図った。令和5年度に豊栄PAをスクリーニングポイントに追加し、30kmよりも離れた場所についても、より渋滞が発生しないように候補地を追加していくことを、市町村の協力を得ながら実施している。例年実施している原子力防災訓練において、避難退城時検査の訓練を実施し、連携や手順について、より円滑に進むような対策を取っている。県としてできることをしっかりと行うとともに、国に対しても要望するという姿勢で取り組みを進めていきたい。 ②市町村の取り組みに反映できるように協議をしている。交渉の中身については話せないが、地区の建設業協会の状況を聞いたり、どの段階でどのような作業を求めるといった説明等々の取り組みを進めている。現時点でいつ、どのような形で市町村に話せるのかの見通しは立っていない。 ③国と連携し、原子力災害時の受け入れについて、隣接県と調整を行っている。県内での避難が難しい場合については、県外避難ということもはっきり書いてあるので、より円滑に避難できるように引き続き隣接県とも調整を進めていきたい。
		13	「6方向の避難道整備」で避難の問題点が解決するような動きがあるが、屋内退避で被ばくを大幅に低減することができ、健康被害に至らないのであれば、PAZの住民は柏崎市内のUPZ地域にある避難所に避難すれば済むことであり、そこに至る近距離の道路整備をすれば良いのではないかと。UPZ住民の自宅前を避難していくPAZ住民を、家の中から見送るといった状況になると言うことか。	道路を整備しただけで、避難の問題点が解決することはないが、PAZの住民については、全面緊急事態になるとUPZ外に避難するとされている。このため、UPZ外まで避難する道路の整備というのは無意味ではなく意義あることと考えており、様々な対策の一つとして国に対しても要望していく。
		14	県の地域防災計画における、計画の基礎とするべき災害の想定は、発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故としているが、こうした認識になると、限りなく影響が少なく、対策レベルを下げるようになるように感じられる。過酷事故を想定した場合、UPZ圏外の自治体であっても、風向きによっては、福島県飯舘村と同じような状況になる可能性も高く、UPZ圏外への影響にも目を向ける必要があると考える。福島第一原発と同様の事故が起こる可能性は、限りなく少ないと考えるのではなく、万が一に備える必要があると思うが、原子力災害の想定について県の考えを聞かせていただきたい。  (再回答) 福島原発事故を踏まえ、原子力災害対策指針は策定されている。  (再々回答) 現在原子力規制委員会で議論されているのが、過剰すぎる事故想定で準備すると、逆に実効性がなくなるため、現実的な事故を想定し、屋内退避の運用の見直しが行われていると思うので、その議論に注目し今後考えていきたい。 放射線の被害も30km圏外だから大丈夫ということはないが、一方で距離が遠ざかるほど放射線の被害が低減するという物理的な事実もある。そういった中で、原子力災害対策指針では半径5km圏内をPAZ、5km～30km圏内をUPZと分けて対応を段階的に定めている。UPZ外については事前に対策を定めておく必要はないとされているが、全く対策しないわけではなく、万が一の災害が起こって、国の定める放射線量がUPZ外で観測されれば避難等を実施するし、それはUPZに準じて行うことになる。そうした中で県では、国の原子力災害対策指針には定めていないが、独自にUPZ圏外の住民の安定ヨウ素剤の備蓄を行う等の取り組みを行っている。	